



令和8年(2026年)6月17日号 文責:西

## 校内人権月間の取組



1日(月)から始まった人権月間(こころのきずなを深める月間)の取組が各クラスで始まっています。

教材をもとにして、自分やクラスを見つめる人権学習に取り組んでいます。身の回りにおかしさや差別を自分と重ねて考えることができるように、各学年の子どもたちの様子を踏まえて、学年部で内容を工夫しながら授業を進めています。25日(木)には、各学年の取組を全校で聴きあい、意見交流を行う予定です。

差別、いじめ、暴言、暴力は決して許されません。差別をなくす仲間になるために、私たち職員も、子どもたちの思いに丁寧に向き合っています。



## 今月の GOOD ～自分のために みんなのために～

一人でもやり遂げる力 —— 大人でもなかなか難しいことです。

今年度新たに創設した生活委員会。朝から登校時間に合わせて、正門前でのあいさつ運動に、毎日取り組んでくれています。

6月のある朝、その日のあいさつ運動に立ってくれた児童は、一人でした。しかも5年生。担当だった他の子どもたちは、きっと何か事情があったのでしょう。その児童は、自分が登校してから、最後の登校班が正門に入るまでがんばってくれました。たった一人でも、「あいさつ運動」のタスキをかけて、みんなのために役割を果たしてくれる素敵な子どもが育っています。とてもうれしい朝でした。



生活委員会によるあいさつ運動

## 大津町「子ども計画」について

令和5年4月に施工された「こども基本法」に基づいて、本町でも「大津町こども計画」が策定されています。その中にあるこどもの権利の4つの柱をご存知ですか？具体的な内容は以下のとおりです。

- ①差別の禁止(すべてのこどもに権利がある)
- ②生命・生存・発達の権利(命が守られ、健やかに育つ)
- ③こどもの意見の尊重(意見が言え、尊重される)
- ④こどもの最善の利益(こどもにとって一番良いことを考える)

学校・家庭・地域・行政そしてこどもが一体となって、すべてのこどもの権利を守り、こどもたちの夢や希望の実現をめざしていきたくと考えています。

※大津町こども計画(概要版)<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/uploaded/attachment/15478.pdf>

他にも子どもたちの学校生活の様子を HP に掲載しています。ぜひご覧ください。

※HP へはこちらからどうぞ

